

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

|            |                             |                |                                 |
|------------|-----------------------------|----------------|---------------------------------|
| 商号又は名称     | 株式会社藤木工務店                   | 代表者氏名          | 藤木 一二三                          |
| 主たる営業所の所在地 | 福山市神辺町大字川南 1727-4           |                |                                 |
| 許可番号       | 広島県知事許可<br>(般-29) 第 20914 号 | 許可を受けている建設業の種類 | 土, 建, 大, と, 石,<br>鋼, 舗, 内, 水, 解 |

## 2 処分に関する事項

|                 |   |         |       |
|-----------------|---|---------|-------|
| 処分年月日           | 令和3年3月8日  | 処分を行った者 | 広島県知事 |
| 根拠法令            | 建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)   |         |       |
| 処分の内容<br>営業停止命令 | 1 停止を命じる営業の範囲<br>建設業の営業の全部<br><br>2 営業の停止を命じる期間<br>令和3年3月22日から令和3年3月24日までの3日間   |         |       |
| 処分の原因となった事実     | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反<br><br>株式会社藤木工務店及び同社の代表取締役は、平成28年6月4日、法定の除外事由がないにも関わらず、同社木工所において、廃棄物である木くず等約477キログラムを焼却した。<br>このことにより、同社及び同社の代表取締役は、福山簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反によりそれぞれ罰金100万円及び罰金50万円の略式命令を受け、平成29年1月11日にその刑が確定した。<br>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。 |         |       |
| その他参考となる事項      |   |         |       |